



埼玉県報

第 2921 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 28 日
金曜日

目次

告示

- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 平成 29 年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札公告（大宮公園事務所）
- 平成 29 年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

平成二十九年埼玉県告示第七百十七号（埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事に関する入札公告）は、取り消す。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

ハナミズキ 薬局		康寿園グループ ホーム輝	愛の手まごころ サービス		あしたば サービス		薬師堂薬局	名称	
所沢市小手指町 アーネクターズビル 1F		所沢市東狭山ヶ 丘六二七九六 一	北本市古市場 二一六四		秩父市柳田町 二一六		熊谷市広瀬 二二四一	所在地	
X S 株式会社 U N A R		社会福祉法人 桑の実会	株式会社 しまの		あしたば 合同会社		有限会社 ティー・エム	開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	認知症対応型 共同生活介護	介護予防 訪問介護	訪問介護	介護予防 訪問介護	訪問介護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	サービスの種類
平成二十五年 十一月一日		平成二十九年 五月一日	平成二十九年 八月一日		平成二十九年 一月一日		平成二十九年 六月二十日	指定年月日	

狭山市駅前店 みらい薬局	桶川市地域包 括支援センター ねむのき	桶川市地域包 括支援センター 社会福祉協議会
狭山市入間川 一八三	桶川市川田谷 五八三〇一	桶川市末広 二八一八
株式会社 横浜エージェ ンツ ユニキーシ ョミ	医療法人 孝仁会	桶川市社会 福祉協議会
居宅療養 管理指導	介護予防支 援	介護予防支 援
平成二十九年 一月一日	平成二十六年 八月一日	平成二十九年 七月一日

告 示

埼玉県告示第八百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

青い鳥		新所沢地域包括支援センター	指定訪問介護事業所すみれ	上尾中央第二病院 指定居宅介護支援事業所 ささえ		春日部訪問看護ステーションヨシユミ	名称
事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業者名称	事業所名称	事業者所在地	事業者名称	変更事項
春日部市大沼五丁目七ノ上沖II-1-101	春日部市西金井三二四-1	所沢市神米五〇五-1	医療法人 春明会	上尾甦生病院 指定居宅介護支援事業所 ささえ	北足立郡伊奈町小室九四一	医療法人 春明会	変更前
春日部市中央八-八-三六	春日部市中央八-八-三六	所沢市緑町三一-二-一七	医療法人 春明会	上尾中央第二病院 指定居宅介護支援事業所 ささえ	上尾市柏座一-〇-一〇	医療法人 春明会	変更後
訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護		介護予防支援	訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援		居宅介護支援 訪問看護 介護予防訪問看護	サービスの種類

宮代店 わかば薬局	川口店 ココカラファイン薬局	よー新座北野グル ープロームそ	かみの デイサービス	ハイムガーデ ン東川口	
事業所 所在地	事業所 名称	事業所 所在地	事業所 名称	事業所 名称	事業所 所在地
南埼玉郡宮代 町和戸 一五〇九一三	ヘルスケアセイ ジョー薬局 川口店	東京港区南 青山二一ニ ット四ユニ 青山ビル	有限会社 関口商店	ぐるーぷほー む・ハクビ東 川口	川口市戸塚 四一七九一
南埼玉郡宮代 町和戸 一五〇九一六	ココカラファ イン薬局川口 店	東京港区北青 山二一七一 プラセオ青 山ビル	有限会社 かみのデイサ ービス	ハイムガーデ ン東川口	川口市戸塚 二一八一九
居宅療養管理指 導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指 導 介護予防居宅 療養管理指導	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	通所介護 介護予防通所 介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

SFC薬局 幸手中央店		ゆめみ野薬局 2号店		わかば薬局 中央店		名称
幸手市幸手 二〇六〇―五		北葛飾郡松伏町 ゆめみ野東 一―二―三九		久喜市中央 一―七―九		所在地
介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導	介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導	介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導	サービスの種類
平成二十九年 六月三十日		平成二十六年 十二月三十一日		平成二十六年 十二月三十一日		廃止年月日

告示

埼玉県告示第八百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
蓮沼医院	医療法人社団 順歩会	秩父市熊木町一七一五	平成二十九年 六月一日
目時医院	目時 信之	川口市芝五―二―一	平成二十九年 六月一日
わらびメンタルクリ ニック	大久保 修	川口市芝新町四―一―二 カクイホームビル一F	平成二十九年 六月一日
ふたば在宅クリニッ ク	石井 成伸	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三階	平成二十九年 七月一日
おおた泌尿器科・内 科クリニック	太田 智則	草加市草加四―一―九 ルピナス草加Ⅱ 二〇五	平成二十九年 七月一日
寄居中央眼科	稲田 隆之	大里郡寄居町桜沢一七八― 一	平成二十九年 六月五日

中央薬局	ウエルシア薬局富士見渡戸店	ヒカリ薬局 和光店	ひかり薬局	きりん薬局久喜本町店	おひさま薬局	口東領家薬局	ドラッグセイムス川口東領家薬局	聖ルカ歯科クリニック	オダカ歯科医院	谷中歯科診療所	たけのこ歯科
ムラ 有限会社プリ	局株式会社	タ 有限会社 下田調剤セン	大嶋 雅世	日栄 株式会社	日栄 株式会社	富士薬品	株式会社 鈴木 素野	鈴木 素野	小高 容平	平野 圭	林 高充
一五 深谷市上柴町東四一三	富士見市鶴馬九六〇一	和光市諏訪三一	志木市館二一七一	久喜市本町一三	川口市芝五二一三	五 川口市東領家三七一	東松山市毛塚九二〇一五	和光市本町五一五 山ビル二F	春日部市大場六九〇一五	春日部市大場四五〇	
六月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	七月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	七月一日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	三月六日 平成二十九年	六月一日 平成二十九年	七月一日 平成二十九年	

ココタス リハビリ 訪問看護ステーション	株式会社 cocotas	ふじみ野市上福岡五―九― 二― ゴールドヒル F	平成二十九年 五月一日
-------------------------	-----------------	-----------------------------	----------------

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
須貝 孝雄		柏町接骨院	志木市柏町六―二九―六四 エムエムビル F	平成二十九年 六月一日
加藤 良之		サカエ接骨院	富士見市東みずほ台二―六― 一〇	平成二十九年 六月十二日
寺尾 佐輝子		LIFE CONDITIONING CARE 寺尾接骨 院	戸田市下前二―七―一〇 ブリラ・クレモ一〇一	平成二十九年 六月十九日
大津 佳織		院	もみじおく整骨 東京都荒川区西尾久七―五 ―一四	平成二十九年 六月二十六日
松崎 孝紀		院	ファミリア整骨 東京都足立区六町四―六― 一― エフシー六町一 F	平成二十九年 七月一日
市川 昌孝		鎌倉通り接骨院	入間郡三芳町藤久保八〇三 ―三	平成二十九年 七月一日
小菅 竜二		KEIROW 春日部 ステーション	春日部市中央一―一五―一 マック春日部コート一〇一	平成二十九年 七月三日
服部 有宏		在宅マッサー ジ・ピース	春日部市大場一〇七二―八	平成二十九年 六月十五日
疋田 貴彦		在宅マッサー ジ・ピース	春日部市大場一〇七二―八	平成二十九年 六月十五日

河村 武伸	松本 隆	上田 基貴	原 浩一郎	青木 浩二	青柳 宏行	谷口 弘昭	福島 和人	橋本 和哉	大栗 昇委
院 からだ元気治療	ぬくもり鍼灸院	治療院 り・きゆう訪問	整骨院 おおはら村鍼灸	フレアス在宅マ ッサージ赤羽	プ かすみ草グルー	さやま鍼灸院	福島 和人	在宅マッサー ジ・ピース	早快堂鍼灸マッ ッサージ院
草加市吉町三ー二ー四一	久喜市久喜東二ー二ー八 サカエビルSー一	東京都練馬区東大泉三ー一 七ー一 エザンス大泉一〇一	所沢市元町二八ー七 K&K所沢一F	東京都北区赤羽三ー二一ー 三 モンプレート平山二〇三 号室	幸手市千塚一五六二	八 狭山市狭山台二ー二四一	二 深谷市小前田二六八三ー五	春日部市大場一〇七二ー八	さいたま市南区沼影一ー二 一ー二ーA四〇二
平成二十九年 七月十一日	平成二十九年 六月二十六日	平成二十九年 六月一日	平成二十九年 六月二十一日	平成二十九年 六月一日	平成二十九年 七月一日	平成二十九年 六月一日	平成二十九年 六月二十二日	平成二十九年 六月十五日	平成二十九年 五月十八日

西澤 美里	佐藤 英子
マツサージ院 ハートフル鍼灸 マツサージ院	KEIROW 浦和ステ ーション
一三三 いたたま市桜区西堀八一四	一六一六 矢部ビル一〇一 号
六月一日 平成二十九年	七月十日 平成二十九年

告示

埼玉県告示第八百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
桶川日出谷診療所	開設者	医療法人社団仁志会	医療法人英琳会
かなざわクリニックス	所在地	鶴ヶ島市富士見二 ー一五	鶴ヶ島市富士見二 ー一五
ココカラファイン 薬局川口店	名称	ヘルスケアセイジ ー薬局川口店	ココカラファイン薬局 川口店
春日部訪問看護 ステーションす みれ	開設者	医療法人春明会	医療法人社団春明会
訪問看護リハビ リステーション たんぽぽ	名称	訪問看護ステーシ ョンたんぽぽ	訪問看護リハビリス ションたんぽぽ

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後

堀 桂子	今井 昇		林 裕之		二木 聡	村松 光明
施術者氏名	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所名称	施術所所在地
野本 桂子	(追加)	(追加)	九 越谷市蒲生三ー八ー	ほのぼの整骨院・マ ッサージ治療院	ハピネス整骨院	入間市久保稲荷四ー 二五ー四二
堀 桂子	一ー〇二 熊谷市村岡三〇〇ー五	KEIROW 熊谷中央ステ ーション	二〇一 草加市瀬崎七ー一ー 七 ブルーフォレスト	訪問・在宅マッサージ はやしマッサージ	ゆうしん整骨院光が丘	入間市久保稲荷五ー七 一 二 コーポ向原C一 〇三

告示

埼玉県告示第八百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
君塚医院	飯能市双柳八二番地	平成二十九年 五月三十一日
医療法人社団 実直会 川口とみた眼科	川口市市川口六―二―一 川口駅西口医療モール二階	平成二十九年 六月三十日
わらびメンタルクリニック	川口市芝新町四―一二 カクイホーム一F	平成二十九年 五月三十一日
目時医院	川口市芝樋ノ爪一―七―五五	平成二十九年 五月三十一日
蓮沼医院	秩父市熊木町一七―五	平成二十九年 五月三十一日
たなか内科クリニック	加須市東栄二―一九―一二	平成二十九年 六月一日
谷中歯科診療所	春日部市大場六九〇―五	平成二十九年 五月三十一日
オダカ歯科医院	和光市本町五―一五 山ビル二F	平成二十九年 三月五日

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所在地	休止年月日
医療法人社団 みさわ会 みさわ歯科	春日部市粕壁一―七―一 武井ビル ル一階	平成二十九年 七月一日

告示

埼玉県告示第八百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
ふじみ野駅前メンタルクリニック	富士見市ふじみ野西一―一八―一 徳新ビル三F	平成二十九年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
藤原 佳徳		はり・きゅう 専門院	所沢市久米八二 ―六	平成二十九年七月十三日

告示

埼玉県告示第八百五十七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年十月二十二日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成二十九年八月二十一日（月）から同年九月一日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留
によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年十二月一日（金）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年十二月一日（金）午前十時から平成三十年一月五日（金）午後

五時まで

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

測量計画機関である春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

蓮田市大字閩戸地内

四 作業期間

平成二十九年六月十二日から平成二十九年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

平成二十八年埼玉県告示第六百二十三号で公示した公共測量は、平成二十九年六月三十日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百六十号

平成二十八年埼玉県告示第四百九十一号で公示した公共測量は、平成二十八年四月二十八日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

秩父郡長瀬町大字野上下郷・中野上・本野上地内地区

四 作業期間

平成二十九年八月一日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

長瀬町全域（三〇・四三平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

比企郡滑川町大字羽尾地内

四 作業期間

平成二十九年六月二十三日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

加須市、久喜市

四 作業期間

平成二十九年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

久喜市、加須市、羽生市

四 作業期間

平成二十九年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―九―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字長久保千四百六十六―八の一部、千四百三十

三―一の一部、千四百六十九の一部、千四百二十二―一の一部、千四百二十九―

一の一部、千四百三十四―一の一部、千四百三十五―一の一部、千四百三十六―

一の一部、千四百四十四―十外二十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七十九・六七五立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日（日）から平成32年9月30日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

大宮公園

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、「清掃」及び「人間警備」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成29年7月28日以前の過去5年間において、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建築物の日常清掃業務（10,000㎡以上）及び警備業務（人間警備業務）を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
管理担当 小林、大熊 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月22日（金）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月21日（木）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月22日（金）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 平成29年9月22日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年9月6日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system or in person: 9:00 a.m., September 22, 2017

By registered mail: 5:00 p.m., September 21, 2017

(3) Contact Information:

Omiya Park Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十九年七月一日から平成三十年六月三十日まで、次に掲げる者に委託した。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 菅野 義明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年三月十七日

指令川建セ第二八〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十五日

川建セ第二九〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字須江字町田三百九十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二千二百十二番地一 ボナール二〇三

仲田 悦教

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

一 許可番号

平成二十九年七月十日

熊建セ第〇八二八〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十五日

熊建セ第百二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字長久保一四〇五、一四二一―一、一四二二―一の一部分、一四二六、一四二七―一、一四二七―二、一四二七―三、一四二八―一、一四二八―二、一四二八―三、一四二八―四、一四二八―五、一四二九―一の一部分、一四二九―二、一四二九―三、一四三三―一の一部分、一四三三―二、一四三四―一の一部分、一四三四―二、一四三五―一の一部分、一四三五―二、一四三六―一の一部分、一四三六―二、一四六六―五、一四六六―六、一四六六―七、一四六六―八の一部分、一四六六―九、一四六六―一〇、一四六九の一部分、一四七〇、一四八七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区清水町三十六番一号

共立印刷株式会社 代表取締役社長 倉持孝

告示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十九年八月一日から施行する。

平成二十八年埼玉県教委告示第二十四号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十九年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十九年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「三、九二〇円」とあるのは「三、九三〇円」と、「二一、二七九円」とあるのは「二一、三五五円」と、「一五、五五八円」とあるのは「一五、五七九円」とする。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円